

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて令和2年4月30日適当と決定し、その関係書類を当該右欄に掲げる場所において令和2年5月15日から同年6月4日まで縦覧に供する。

令和2年5月12日

香川県知事 浜 田 恵 造

土地改良区名	土地改良事業名	縦覧場所
仲南町土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (ため池改修事業) もっこく池地区	まんのう町 建設土地改良課
〃	単独県費補助土地改良事業 (ため池改修事業) 葛神池地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (ため池改修事業) 弥久谷池地区	〃
坂出市松山土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (揚水施設改修事業) 真元池(畑かん)地区	坂出市建設経済部 産業課